

大局課二法(審二)第31号

課一個(審)第4号

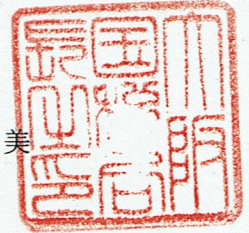
令和7年4月16日

府立天王寺高校

硬式テニス部創部130周年・ソフトテニス部創部80周年記念事業募金委員会
委員長 益 英 之 殿

大阪国税局長

木 村 秀 美



府立天王寺高校硬式テニス部創部130周年・ソフトテニス部創部80周年記念事業
のため硬式テニス部創部130周年・ソフトテニス部創部80周年記念事業募金委員
会の募集する寄附金について(令和7年3月21日付照会に対する回答)

標題については、下記のとおりですから御了承ください。

記

御照会の寄附金は、御照会に係る事実関係を前提とする限り、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する地方公共団体に対する寄附金に該当するものと認められますから、寄附を行う者が個人である場合には、申告書に寄附金控除額の控除に関する記載があり、かつ、寄附金を受領した者のその寄附金を受領した旨及びその額を証する書類の添付又は提示があるときは、所得税法第78条の定めるところにより寄附金控除の適用があります。

また、寄附を行う者が法人である場合には、申告書にその損金算入に関する記載及び寄附金の明細書の添付があるときは、当該法人の各事業年度の所得の計算上その全額が損金の額に算入されます。ただし、御照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

なお、法人の代表者等が個人として拠出すべきであると認められる寄附金を法人の寄附金として処理した場合には、その金額はその代表者等に対する給与とされ、その法人については法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金として取り扱われませんが、その代表者等については所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金として取り扱われますから念のため申し添えます。

おって、寄附終了後、速やかに、寄附採納確認書及び収支報告書を提出してください。